

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 26 年 4 月 18 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	監督課長 杉山 彰浩
	監察監督官 蔦 寿樹
	電話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

平成 25 年 監督指導実施状況取りまとめ結果

- 監督を実施した 1,909 事業場のうち約 61%が法違反 -

厚生労働省和歌山労働局(局長 ゆずりはしんいち 榎葉伸一)は、平成 25 年に県下の 5 か所の労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめた。

平成 25 年 1 月から 12 月までの間に監督指導を実施した 1,909 事業場のうち、法違反を確認して是正勧告^{*1}を行ったのは 1,164 事業場であり、61.0%の事業場に何らかの法違反が認められた。

主な法違反としては、

- 安全基準^{*2}に関するもの 333 件 (17.4%)
- 労働時間に関するもの 315 件 (16.5%)
- 割増賃金に関するもの 180 件 (9.4%)

であった。(重複あり)

和歌山労働局では、「長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止」「労働災害防止」などを平成 26 年度の重点課題として、監督指導を実施していくこととしている。

* 1 労働基準監督官が臨検監督等において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて書面による是正勧告を行った上で、是正確認を行うこととしている。

* 2 労働安全衛生法において規定されるもののうち、機械・設備等の設置や作業方法、安全装置等について定めた基準。

1 監督指導実施状況の概要

(1) 平成 25 年に和歌山労働局が監督指導を実施した事業場数は 1,909 件、うち労働関係法令違反が認められたとして是正勧告を行った事業場数は 1,164 件であり、違反率は 61.0%であった。

業種別の違反率の状況は図 1 のとおりであり、

接客娯楽業 (71.0%)

商業 (70.3%)

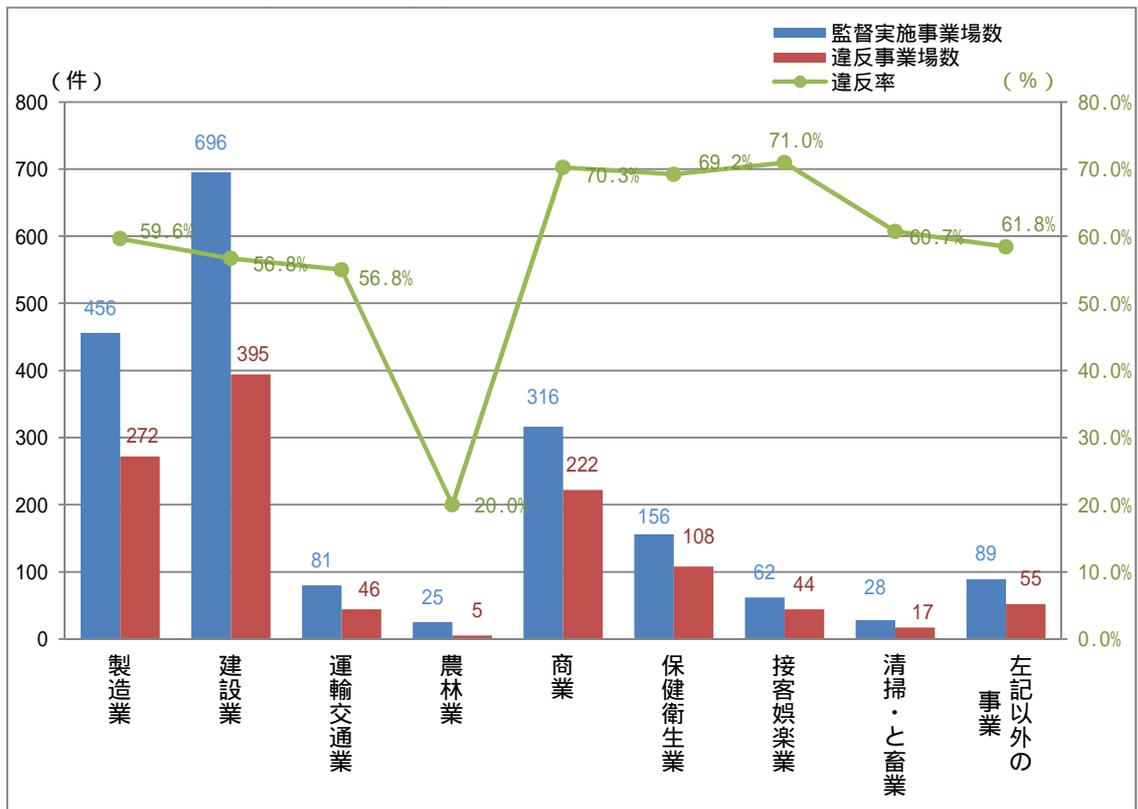
保健衛生業 (69.2%)

清掃・と畜業 (60.7%)

製造業 (59.6%)

の順に高い違反率となった。

図 1 平成 25 年 業種別監督実施状況



* 監督実施事業場数が 20 件に満たない業種は、まとめて「左記以外の事業」とした。

(2) また、そのうち、労働災害発生の急迫した危険がある等の違反があったとして、124 の事業場 (製造業 31 件、建設業 92 件、その他 1 件) に対して使用停止命令等の行政処分* 2 を行った。

* 1 労働者からの申告に基づくもの、及び労働災害を契機とするものを除く。

* 2 適法な安全措置を講じるまで機械・設備等の使用停止や、危険箇所への立入禁止等を命じる処分。

2 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かったのは図2のとおりであり、

安全基準に関するもの 333件 (17.4%)

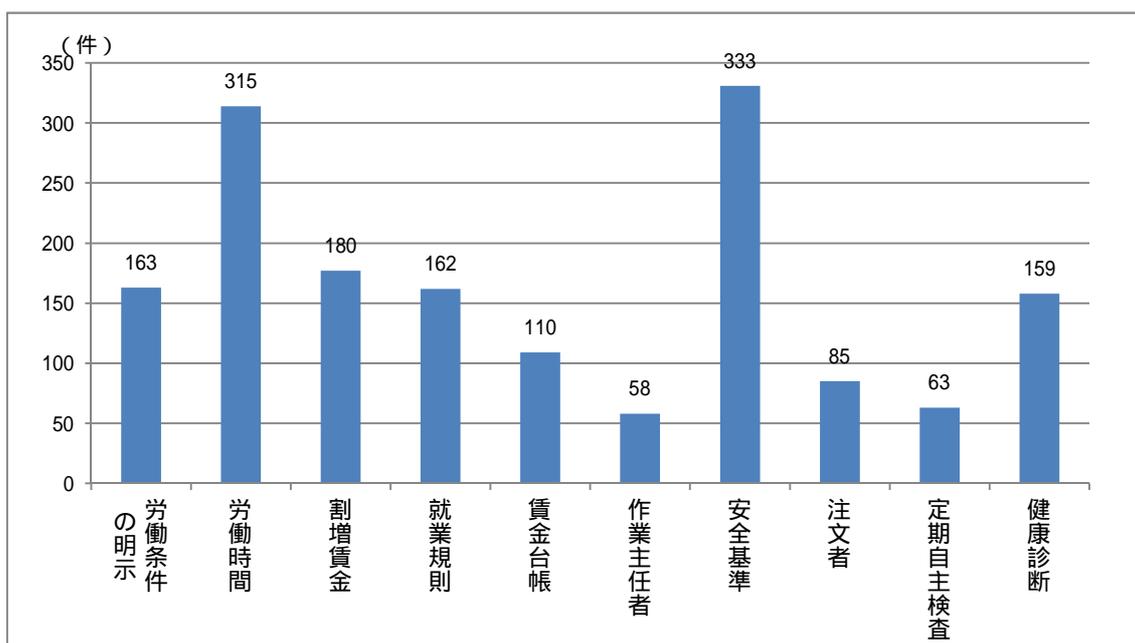
(機械・器具や作業環境等について必要な措置を定めた事項)

労働時間に関するもの 315件 (16.5%)

割増賃金に関するもの 180件 (9.4%)

の順で、法違反が多く認められた。(表1参照)

図2 主要事項別の違反状況



*平成25年において違反件数が50件以上のもの。

表1 事項別の主な違反事例

事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法15条)	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法32・40条)	・労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法37条)	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法89条)	・10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法108条)	・事業場ごとに賃金台帳を調整していない。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
作業主任者 (安衛法14条)	・足場の組立てや地山の掘削等、災害防止のための管理を必要とする作業で、作業主任者を選任し作業指揮等をさせていない。
安全基準	・プレスや木工用の機械に有効な安全装置を設けていない。

(安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・足場に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・建設機械等との接触防止の措置を講じていない。
注文者 (安衛法 31 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・元請が下請労働者に足場等の設備を使用させる場合に、安全基準に適合したものとしていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・動力プレスやフォークリフト等の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有機溶剤や特定化学物質の取扱い等の有害業務に従事する労働者に、6か月ごとに1回、特殊健康診断を行っていない。

* 労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法

3 参 考

表2 監督実施状況一覧（平成21～25年）

H21年	場数 監督実施事業	違反事業 場数	違反率	分事業 使用停止等 処	示 労働条件の明	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注 文者	定期自主 検査	健康診 断
製造業	310	192	61.9	18	29	67	55	40	15	10	50	0	25	41
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	380	199	52.4	25	6	9	7	4	4	0	107	41	15	8
運輸交通業	59	43	72.9	0	17	22	23	12	12	3	0	0	4	20
貨物取扱業	7	4	57.1	0	1	1	2	0	0	1	2	0	0	1
農林業	22	17	77.3	2	4	3	2	2	4	0	6	0	0	3
畜産・水産業	4	4	100.0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0
商業	153	113	73.9	0	35	54	61	34	17	1	1	0	1	41
金融・広告業	7	6	85.7	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	4	1	25.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
教育・研究業	7	6	85.7	1	0	2	3	1	0	0	1	0	0	1
保健衛生業	71	65	91.5	0	14	37	34	23	12	9	1	0	0	11
接客娯楽業	51	44	86.3	0	19	25	27	13	12	9	0	0	0	17
清掃・と畜業	42	24	57.1	0	5	10	11	5	4	1	0	0	0	5
その他の事業	55	35	63.6	0	13	24	20	13	6	0	0	0	0	13
合計	1172	753	64.2	46	143	257	245	148	90	34	170	41	45	162

H22年	場数 監督実施事業	違反事業 場数	違反率	分事業 使用停止等 処	示 労働条件の明	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注 文者	定期自主 検査	健康診 断
製造業	344	248	72.1	28	43	89	60	30	20	8	89	0	45	46
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	528	318	60.2	61	7	9	12	7	2	20	149	75	16	6
運輸交通業	65	49	75.4	0	16	26	12	9	14	0	0	0	3	17
貨物取扱業	2	2	100.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
農林業	52	19	36.5	0	1	1	1	1	0	2	13	0	2	3
畜産・水産業	3	2	66.7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
商業	218	167	76.6	2	51	89	77	37	34	1	6	0	7	38
金融・広告業	6	4	66.7	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	8	5	62.5	0	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	191	157	82.2	0	35	76	85	48	26	0	0	0	0	38
接客娯楽業	73	59	80.8	1	25	28	36	22	17	0	1	0	0	24
清掃・と畜業	24	22	91.7	0	10	13	8	8	8	0	1	0	0	8
その他の事業	44	22	50.0	0	10	11	13	5	4	0	0	0	0	6
合計	1561	1075	68.9	92	201	347	309	168	128	31	259	75	73	189

H23年	場数 監督 実施事業	違反 事業場数	違反 率	使用 停止等 処 分事業 場数	示 労働 条件の 明	労働 時間	割 増賃 金	就 業規 則	賃 金台 帳	作 業主 任者	安 全基 準	注 文者	定 期自 主検 査	健 康診 断
製造業	435	348	80.0	78	58	132	81	35	26	34	179	0	70	97
鉱業	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
建設業	432	274	63.4	44	16	17	16	6	6	15	156	51	14	8
運輸交通業	86	67	77.9	0	18	42	23	11	13	0	3	0	6	24
貨物取扱業	1	1	100.0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
農林業	39	13	33.3	0	4	3	4	3	3	1	5	0	2	1
畜産・水産業	6	2	33.3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
商業	158	136	86.1	1	60	57	64	28	44	1	4	0	4	47
金融・広告業	16	11	68.8	0	0	6	11	2	0	0	0	0	0	0
映画・演劇業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信業	4	1	25.0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	78	61	78.2	0	32	29	19	16	13	0	0	0	0	23
保健衛生業	276	231	83.7	0	64	113	98	43	45	0	0	0	0	67
接客娯楽業	51	42	82.4	0	19	17	22	9	10	0	1	0	0	12
清掃・と畜業	13	8	61.5	0	4	2	7	0	2	0	1	0	0	0
その他の事業	49	36	73.5	0	5	20	14	4	6	1	2	0	0	11
合計	1646	1233	75.0	125	281	440	361	158	170	52	353	51	96	292

H24年	場数 監督 実施事業	違反 事業場数	違反 率	使用 停止等 処 分事業 場数	示 労働 条件の 明	労働 時間	割 増賃 金	就 業規 則	賃 金台 帳	作 業主 任者	安 全基 準	注 文者	定 期自 主検 査	健 康診 断
製造業	426	288	67.6	36	40	97	48	19	11	45	101	0	64	52
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	586	326	55.6	55	4	4	4	1	2	30	206	53	18	1
運輸交通業	118	87	73.7	0	17	47	20	15	29	0	2	0	1	27
貨物取扱業	4	2	50.0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
農林業	34	15	44.1	2	5	0	0	0	0	0	7	0	1	1
畜産・水産業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	183	144	78.7	2	46	55	48	51	23	0	6	0	3	49
金融・広告業	11	8	72.7	0	1	6	4	0	1	0	0	0	0	0
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・研究業	9	5	55.6	0	2	4	2	1	1	0	0	0	0	2
保健衛生業	186	122	65.6	0	32	51	51	30	30	0	0	0	1	18
接客娯楽業	30	26	86.7	0	9	12	11	8	9	0	1	0	0	8
清掃・と畜業	128	63	49.2	0	26	22	18	14	8	0	1	0	0	19
その他の事業	44	23	52.3	0	1	11	11	2	4	0	1	0	0	2
合計	1761	1111	63.1	96	183	310	218	141	118	76	326	53	88	179

H25年	監督実施事業 場数	違反事業場数	違反率	使用停止等処 分事業場数	労働条件の明 示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	作業主任者	安全基準	注文者	定期自主検査	健康診断
製造業	456	272	59.6	31	28	95	47	31	12	28	79	0	42	40
鉱業	4	4	100.0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
建設業	696	395	56.8	92	3	4	2	1	1	30	238	85	15	2
運輸交通業	81	46	56.8	0	9	22	5	2	14	0	1	0	0	9
貨物取扱業	11	6	54.5	0	2	3	1	0	1	0	1	0	1	0
農林業	25	5	20.0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
畜産・水産業	2	1	50.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
商業	316	222	70.3	1	75	93	56	74	44	0	8	0	4	59
金融・広告業	8	4	50.0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0
映画・演劇業	3	3	100.0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	2
通信業	5	1	20.0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
教育・研究業	7	1	14.3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	156	108	69.2	0	18	46	33	33	18	0	0	0	0	22
接客娯楽業	62	44	71.0	0	12	23	18	11	12	0	2	0	0	12
清掃・と畜業	28	17	60.7	0	3	9	1	2	3	0	0	0	1	1
その他の事業	49	35	71.4	0	9	16	14	6	3	0	0	0	0	10
合計	1909	1164	61.0	124	163	315	180	162	110	58	333	85	63	159